

第七十五回国 参議院 大蔵委員会 會議録第六号

昭和五十年二月二十七日(木曜日)

午後零時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 榎垣徳太郎君

理事 河本嘉久蔵君

辻 一彦君

鈴木 一弘君

栗林 卓司君

嶋崎 均君

土屋 義彦君

中西 一郎君

嶋山 威一郎君

細川 護熙君

吉田 実君

野々山 一三君

吉田 忠三郎君

近藤 忠孝君

國務大臣 大蔵 大臣 大平 正芳君

政府委員 大蔵 政務次官 梶木 又三君

大蔵省主計局次 長 辻 敬一君

事務局側 常任委員会専門 員 杉本 金馬君

○委員(榎垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員

○昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

会を開会いたします。

昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。大平大蔵大臣。

○國務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました。昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。この法律案は、昭和四十八年度において一般会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の効率的活用を図るため、当該剰余金のうち公債または借入金

の償還財源に充てる部分の金額について特例措置を講じようとするものであります。一般会計の歳入歳出の決算上の剰余金につきましては、財政法第六条の規定により、剰余金の生じた年度の翌々年度までに、その二分の一を下らない金額を公債または借入金の償還財源に充てなければならぬこととなっておりますが、当面の財政事情及び国債整理基金の資金状況等を勘案し、財政資金の効率的活用を図るため、昭和四十八年度の剰余金に限り、その公債等の償還財源に充てる率について、財政法第六条に定める「二分の一」を「五分の一」とする特例措置を講ずることとした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。○委員長(榎垣徳太郎君) 本案に対する質疑はこれを後日に譲ります。本日はいかにて散会いたします。午後零時六分散会

二月十七日本委員会に左の案件を付託された。一、農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願(第二五六号)(第三四八号)

一、大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願(第二五七号)

一、農地等の相続税軽減に関する請願(第二六四号)

一、たばこ販売手数料に関する請願(第二九八号)

一、共済保険の育成に関する請願(第三〇九号)(第三二八号)

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第三一〇号)

第二五六号 昭和五十年一月三十一日受理 農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願

請願者 大阪府東大阪市六万寺町二ノ二ノ 三三 松田豊外六百名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三四八号 昭和五十年二月六日受理 農業後継者に対する相続税の特例設置に関する請願

請願者 大阪府東大阪市喜里川町六ノ一五 樋口秀雄外六百七十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二五七号 昭和五十年一月三十一日受理 大和基地跡地の市民のための公共的利用に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋一、二三五 鈴木義典外千五百六名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第二六四号 昭和五十年一月三十一日受理

農地等の相続税軽減に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀県議会議長 文室定次郎

紹介議員 河本嘉久蔵君

農業経営の細分化を防止し、将来とも農家が農業を営めるよう、農業用資産にかかる相続税の課税に關し、次の事項の実現を図られたい。

一、純農地の課税評価額は農業収益を基本とした評価を限度とすること。

二、中間農地、市街地周辺農地については、相続または遺贈により法定相続人のうち一人が農地等を一括取得し農業を継続する場合特別の軽減措置を講ずること。

理由 最近の厳しい経済情勢のなかで農業経営は困難となり、農地等の評価額の急騰により、相続税の納付にあたっては、農地等の売却によることを余儀なくされ、経営意欲を失わせている。

第二九八号 昭和五十年二月四日受理

たばこ販売手数料に関する請願

請願者 愛媛県伊予市三島町一三〇 水口 順市外九百八名

紹介議員 榎垣徳太郎君

たばこ販売手数料について暫定歩率も一割を確保するよう要望する。

理由 たばこ値上げ後は暫定歩率を適用して販売手数料を引き下げることであるが、これは社会状況に逆行する措置であり、たばこ販売業者は断じて承服できない。われわれ業者は、長年にわたり国益事業に寄与するとの名のもとに最低利潤に甘んじてきたが、近時の諸物価の高騰によって生活を脅かされ、生存すら危ぶまれる実情である。

第三〇九号 昭和五十年二月四日受理

共済保険の育成に関する請願

請願者 長野市大字南長野野原議會議長 高橋耕

紹介議員 小山 一平君

共済保険について次の措置を講ぜられたい。

一、大蔵省において、保険審議会での審議はもちろんで、法的規制を強化するなどの措置を図らな

二、関係省庁において、積極的な保護育成策を図ること。

理由

共済保険は、協同組合、労働組合等により実施され加入者も多数の国民に及ぶとともに日常生活に密着したものとされており、今後その健全な運営発展が強く要望されているにもかかわらず、当局においては保険審議会に「保険と共済との関係」について審議を求めているが、これは共済保険が営利保険と同一視される危険を多分にもっており、経済的立場の弱いこれら加入者にとっては大きな脅威である。

第三三八号 昭和五十年二月五日受理

共済保険の育成に関する請願

請願者 長野市大字南長野野原議會議内 岩本忠男

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第三一〇号 昭和五十年二月四日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 島根県簸川郡大社町西一、六四六 企業組合大社造船理事長 渡部保文

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第三六六号)

一、たばこ販売手数料に関する請願(第四九四号)

第三六六号 昭和五十年二月七日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 鹿児島市冷水町三五協和燃系企業 組合理事長 武島喜應

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第四九四号 昭和五十年二月十二日受理

たばこ販売手数料に関する請願

請願者 愛媛県伊予三島市中央五ノ八ノ六 二伊予三島たばこ販売協同組合理事長 河上才三外二百八十三名

紹介議員 青井 政美君

この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「別表第一の二に掲げる物品」の下に「(同表第十八号に掲げる物品を除く。次項において同じ。)」を加え、

同条第二項中「次項において同じ」を削り、同条第三項中「物品」の下に「(別表第一の二に掲げる物品を除く。)」を加える。

第三条中「行なう」を「行う」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第四条から第六条までの規定中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第七条第一項及び第四項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「昭和四十九年度」を「昭和五十年年度」に改める。

第七号の三第一項及び第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項及び第七条の五第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

第八条の見出し中「低硫黄燃料油」を「低硫黄燃料油」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「期間内」を「期間(以下この条及び第九条第二項において「指定期間」という。内)」に改め、「製造工場」の下に「(以下この条において「承認製造工場」という。)」を加え、「低硫黄燃料油」を「低硫黄燃料油」に、「減圧蒸留抽出油及び」を「減圧蒸留抽出油、減圧蒸留抽出油に減圧蒸留抽出油分解抽出油(軽質留分を除く。を混合したもの又は)」に改め、「数量」の下に「(当該製造に係る低硫黄燃料油の数量に

対応するものとして政令で定める数量に限る。)」を加え、同項第一号中「低硫黄燃料油」を「低硫黄燃料油(間接式水素添加脱硫装置により製造されるものにあつては、指定期間内、承認製造工場で政令で定めるところにより製造され又は調製される重油(燃料用その他の政令で定める用途に供されるものに限る。の原料又は材料として使用するものに限る。以下この条において同じ。))」に改め、同項第二号中「低硫黄燃料油」を「低硫黄燃料油」に改め、同条第三項第一号中「第一項に規定する期間内に同項各号に掲げる低硫黄燃料油の製造」を「指定期間内に、第一項各号に掲げる低硫黄燃料油の製造又は同項第一号

に規定する重油の製造若しくは調製」に、「当該製造」を「当該製造若しくは調製」に改め、同項第二号中「第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所」を「承認製造工場以外の場所」に改め、「原料油の製造」の下に「及び重油の製造又は調製」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品を原料として間接式水素添加脱硫装置により製造された低硫黄燃料油は、その製造の原料となつた同項各号に掲げる物品に係る指定期間内に、同項第一号に規定する重油の製造用若しくは調製用以外の用途に供し、又は当該製造用若しくは調製用以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前項に規定する低硫黄燃料油を原料又は材料として製造され又は調製された重油は、当該低硫黄燃料油の製造の原料となつた第八条第一項各号に掲げる物品の輸入の許可の日から二年以内、同項第一号に規定する政令で定める用途以外の用途に供し、又は当該政令で定める用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第十條中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項後段若しくは第三項後段において準用する同条第一項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条第二項の低硫黄燃料油若しくは同条第三項の重油をこれらの規定に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、これらの物品に係る第八条第一項各号に掲げる物品について同項の規定により軽減し

に規定する重油の製造若しくは調製」に、「当該製造」を「当該製造若しくは調製」に改め、同項第二号中「第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所」を「承認製造工場以外の場所」に改め、「原料油の製造」の下に「及び重油の製造又は調製」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品を原料として間接式水素添加脱硫装置により製造された低硫黄燃料油は、その製造の原料となつた同項各号に掲げる物品に係る指定期間内に、同項第一号に規定する重油の製造用若しくは調製用以外の用途に供し、又は当該製造用若しくは調製用以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前項に規定する低硫黄燃料油を原料又は材料として製造され又は調製された重油は、当該低硫黄燃料油の製造の原料となつた第八条第一項各号に掲げる物品の輸入の許可の日から二年以内、同項第一号に規定する政令で定める用途以外の用途に供し、又は当該政令で定める用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第十條中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項後段若しくは第三項後段において準用する同条第一項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条第二項の低硫黄燃料油若しくは同条第三項の重油をこれらの規定に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、これらの物品に係る第八条第一項各号に掲げる物品について同項の規定により軽減し

に規定する重油の製造若しくは調製」に、「当該製造」を「当該製造若しくは調製」に改め、同項第二号中「第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所」を「承認製造工場以外の場所」に改め、「原料油の製造」の下に「及び重油の製造又は調製」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

た関税の額として政令で定めるところにより計算した額に相当する関税を直ちに徴収する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

別表第一中「別表第一 暫定関税率表」を「別表第一 暫定関税率表（第二条、第八条の二、第八条の六、第八条の七関係）」に改める。

別表第二第〇八・〇九号の次に次の一号を加える。

〇八・一〇 冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち  
パイナップル

別表第一第二〇・〇五号中

- (i) 糖化用のもの（政令で定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限る。）
- (ii) 糖化用のもの（政令で定めるところにより、使用され、かつ、販売の用に供されるものに限る。）
- (iii) その他のもの

無税  
無税  
一〇%

無税  
無税  
一〇%

別表第一第二一・〇七号を次のように改める。

一一・〇七

麦芽（いつてあるかどうかを問わない。）のうち

- (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
  - (i) 泥炭でくん蒸したもの
  - (ii) その他のもの
  - (iii) その他のもの
- (2) その他のもの

無税  
一〇%  
一キログラムにつき二〇円

別表第一第二六・〇五号を次のように改める。

一六・〇五

甲殻類又は軟体動物の調製品

- 一 くん製のもののうち
  - えび
  - 二 その他のもの
- (1) えび
- (i) 単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したものの

七・五%  
六・二五%

- (ii) 単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは乾燥したもの
- (iii) その他のもの
- (2) その他のもの

七・五%  
一五%  
一五%

別表第一第二六・〇一号中

- 六 モリブデン錠
- (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの
- (2) その他のもの

無税  
七五%

別表第一第二七・一〇号中

- (ii) その他のもの
- 四 潤滑油（流動パラフィンを含む。）
  - A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの
  - B その他のもののうち
    - 流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油
    - 四 その他のもの
- 四 その他のもの

一キロリットルにつき二、二八〇円  
七・五%  
に改める。

別表第一第二八・〇五号を削る。

別表第一第二八・二〇号中「七・五%」を「無税」に改める。

別表第一第二八・二八号を次のように改める。

- 二八・二八 ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物
- 四 水酸化リチウム
- 五 その他のものうち

無税

- (1) 三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき

<p>別表第二第二九・三一号を次のように改める。 二九・三一 有機硫黄化合物 四 その他のもの (1) エチルキサントゲン酸塩、イソプロピルキサントゲン酸塩及びアミルキサントゲン酸塩 (2) その他のもの</p>	<p>一九九円以上のものに限り、酸化水銀、酸化第一銅及び酸化ニッケル その他のものうち三酸化アンチモン（課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないものに限る。）以外のもの</p>	<p>(1) 課税価格が一キログラムにつき四一五円以下のもの 下のものに限り。 (2) 課税価格が一キログラムにつき四一五円を超え、四三〇円以下のもの (3) 課税価格が一キログラムにつき四三〇円を超えるもの (i) その他のもの (ii) 亜鉛の含有量が全重量の二五%以上で、鉛の含有量が全重量の二%以上のもの (iii) その他のもの (iv) 課税価格が一キログラムにつき四二五円以下のもの (v) 課税価格が一キログラムにつき四二五円を超え、四四〇円以下のもの</p>	<p>一五% 一〇% 無税 一〇% 七・五% 七・五% 七・五% 無税 無税 一三% 無税 六・五%</p>
<p>別表第二第二九・三九号中 一 インシュリン 三 その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五% 無税 無税 無税 無税</p>
<p>別表第一第三〇・〇三号中 一 抗生物質製剤及びホルモン製剤 (i) インシュリン製剤 (ii) その他のもの</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>七・五% 七・五% 七・五% 無税 無税 無税 無税</p>
<p>別表第一第三九・〇六号中 二 その他のもの</p>	<p>無税 一〇% 一〇%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>
<p>別表第一第四四・二七号中「一五%」を「一〇%」に改める。 別表第一第四四・二八号中「一五%」を「一〇%」に改める。 別表第一第六二・〇五号の次に次の一号を加える。 六四・〇一 はき物（本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで作ったものに限り。）のうち スキーぐつで、昭和五五年三月三一日までに輸入されるもの</p>	<p>二七%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>二七% 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>
<p>別表第一第六七・〇五号中「二・五%」を「一〇%」に改める。 別表第一第七四・〇一号を次のように改める。 七四・〇一 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず 二 塊（一に掲げるものを除く。） （一）製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以</p>	<p>二七%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>
<p>別表第一第七五・〇一号中</p>	<p>二七%</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>	<p>無税 無税 無税 無税 無税 無税 無税</p>

三 くす  
 (一) ニッケル(合金を除く。)のもの  
 (二) ニッケル合金のもの  
 無税  
 一三% に改める。

別表第一第八四・三三号及び第八四・三五号中「二・五%」を「一〇%」に改める。

別表第一第八七・〇二号中  
 (一) ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、  
 三〇四・八センチメートル以下のもの  
 (二) ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの  
 (三) ホイールベースが三〇四・八センチメートルをこえるもの  
 (四) その他のもの  
 (一) 運転室を有する原動機付きシャシ  
 (二) その他のもの  
 八%  
 八%  
 一〇%  
 一〇%

二 バス(トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを除く。)  
 三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャトルカーを除く。)  
 四 その他のもの  
 (一) 無限軌道式のもの  
 (二) シャトルカー  
 (三) 運転室を有する原動機付きシャシ  
 (四) その他のもの  
 八%  
 八%  
 八%  
 八%

次に次の一号を加える。  
 八七・〇三 救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機車、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車(第八七・〇二号に該当する自動車を除く。)  
 八九・〇一 船舶(この類の他の号に該当するものを除く。)  
 二 その他のものうち  
 総トン数が一〇〇トン以上のもの  
 八%  
 無税  
 無税

別表第一第九〇・〇一号の次に次の一号を加える。  
 八九・〇二 曳航用又は押航用の船舶  
 八九・〇三 照明船、消防船、しゅんせつ船、起重機船その他の特殊船舶(航行以外の特殊機能を主とするものに限る。)  
 及び浮きドック  
 無税  
 無税

九〇・〇二 レンズ、プリズム、鏡その他の光学用品(柄又はわくを取り付けたもので、機器の部分品として又は機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。)  
 一 写真機用、映画撮影機用、映写機用、投影機用又は顕微鏡用のもの  
 七・五%

別表第一第九〇・一〇号の次に次の一号を加える。  
 九〇・一一 顕微鏡及び回折機器(電子式又は陽子式のものに限る。)  
 別表第一第九一・〇二号を次のように改める。  
 九一・〇二 時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。)  
 一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの  
 一〇%  
 一〇%

別表第一第九一・〇二号の次に次の一号を加える。  
 九一・〇三 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用又は船舶用のものに限る。)  
 別表第一第九一・〇四号を次のように改める。  
 九一・〇四 その他の時計  
 三 その他のもの  
 (一) ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、ぞうげ又はべつこうを用いたもの  
 (二) その他のもの  
 一〇%  
 一〇%  
 一〇%

別表第一第九一・〇七号を次のように改める。  
 九一・〇七 ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)  
 別表第一第九一・〇七号の次に次の二号を加える。  
 九一・〇九 携帯時計の側及びその部分品  
 二 その他のもの  
 一〇%  
 一二・五%

別表第一の二中「別表第一の二 暫定関税率(五分の一軽減税率) 例外品目表」を「別表第一の二 暫定関税率(五分の一軽減税率) 例外品目表(第二条関係)」に改める。  
 別表第一の二第四号中「ケーキミックス」の下に「同表第二〇・〇三号に掲げる物品のうちパイナップル」を加える。  
 一二・五%

別表第一の二中「別表第一の二 暫定関税率(五分の一軽減税率) 例外品目表」を「別表第一の二 暫定関税率(五分の一軽減税率) 例外品目表(第二条関係)」に改める。  
 別表第一の二第四号中「ケーキミックス」の下に「同表第二〇・〇三号に掲げる物品のうちパイナップル」を加える。  
 一二・五%

別表第一の二に次の一号を加える。

十八 前各号に掲げる物卸を除くほか、関稅定率法第九條の二第一項第三号の規定による措置をとつた場合における当該措置に係る物品及び同項第二号に規定する一般協定第二十八條の規定に基づき関稅の讓許を修正し又は新たな関稅の讓許をした場合における当該修正し又は新たにした関稅の讓許に係る物品

別表第一の三中「別表第一の三 加工再輸入減稅制度適用品目表」を「別表第一の三 加工再輸入減稅制度適用品目表（第七條の五關係）」に改める。

別表第二中「別表第二 農水産物等特惠關稅率表」を「別表第二 農水産物等特惠關稅率表（第八條の二關係）」に改める。

別表第二第三〇三・〇二号の前に次の一号を加える。

〇三・〇一 魚（生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）

一 觀賞用のものうち  
こい及び金魚以外のもの

別表第二第三〇五・一四号の次に次の一号を加える。

〇五・一五 動物性生產品（他の号に該当するものを除く。）及び第一類又は第三類の動物の生きていないもので食用に適しないもの

七 その他のもの

別表第二第三〇八・〇五号中「甘扁桃仁」の下に「及びヘーゼルナット」を加える。

別表第二第一一・〇二号の次に次の一号を加える。

一二・〇三 繁殖用の種、果実及び孢子

一 野菜の種

別表第二第一四・〇五号を次のように改める。

一四・〇五 植物性生產品（他の号に該当するものを除く。）

一 海藻（乾燥したものを含む。）  
二 その他のものうち  
ふのり属のもの  
三 その他のものうち  
たぶのきのもの

別表第二第一五・〇二号の次に次の一号を加える。

一五・〇五 ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）

一 ウールグリース

別表第二第一六・〇五号中「単に水煮した後に」を「単に水若しくは塩水で煮、又はその後塩蔵し、塩水づけし若しくは」に、「いか（氣密容器入り）」を「えび（単に水又は塩水で煮た後に冷蔵し又は冷凍したものに限り）」及び「か（氣密容器入り）」に改める。

二一・〇五

スープ及びブロス（固形又は粉状のものを含む。）並びに均質混合調製食料品

野菜スープ（氣密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）  
均質混合調製食料品  
その他のもの

一〇%  
一二%  
一五%

別表第三中「別表第三 鉱工業產品等特惠關稅率（二分の一輕減稅率）適用品目表」を「別表第三 鉱工業產品等特惠關稅率（二分の一輕減稅率）適用品目表（第八條の二關係）」に改める。

別表第三第七五・〇三号を削る。

別表第四中「別表第四 特惠關稅例外品目表」を「別表第四 特惠關稅例外品目表（第八條の二關係）」に改める。

別表第五中「別表第五 暫定簡易稅率表」を「別表第五 暫定簡易稅率表（第八條の五關係）」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の關稅暫定措置法第八條第一項の規定により關稅の輕減を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十五日日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は一月三十日）

一、昭和四十八年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

第三号中正誤

ヘシ 段行 誤

一 四三 おとひり  
九 四一五 きまして  
三 四から どうかうか  
一五 二五 よかったんだん

正  
おとりに  
きまして  
どうか  
よかったんだん

第四号中正誤

ヘシ 段行 誤

二 一から いわが  
五 四七 等には  
一〇 四三 あるんや

正  
いわば  
等に  
あるんじや

第五部

大蔵委員会会議録第六号

昭和五十年二月二十七日

【参議院】

昭和五十年三月三日印刷

昭和五十年三月四日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

T